

桜井市地域ブランド認定事業実施要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、桜井市の優れた地域資源を桜井市の地域ブランド（以下「大和さくらいブランド」という。）として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、農業、林業、漁業、製造業若しくはサービス業等を営む者又はこれらの者で組織する法人その他の団体（定款、寄附行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。）で、本市の区域内に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有するものをいう。

(認定の対象)

第3条 大和さくらいブランドの認定の対象となる地域資源とは、原則として、本市の区域内で生産又は製造又は加工（以下「生産等」という。）されたもの並びに本市の区域内に存する又は区域内で伝承されているもので、次に掲げるものとする。ただし、自社製品の場合は一次産品を除き、本市の区域内での生産等は問わない。

- (1) 一次産品（農産品、林産品、畜産品、水産品その他）
- (2) 加工品（米穀類加工品、麺類、野菜・果物等加工品、調味料、畜産加工品、水産加工品、菓子類、飲料その他）及び郷土料理
- (3) 工芸品（織物、染色品、陶磁器、漆器、木材木工品、竹工品、金工品、石工品、文具・和紙その他）
- (4) 桜井市内を観光する旅行サービス商品
- (5) その他大和さくらいブランドとしてふさわしい商品

(認定の申請等)

第4条 前条に掲げる地域資源（以下「特産品」という。）について、大和さくらいブランドの認定の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、大和さくらいブランド認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び認定を受けようとする特産品（以下「申請品」という。）を添付しなければならない。ただし、申請時に申請品を添付することが困難又は適当でないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 申請者が個人である場合
 - ア 大和さくらいブランド認定申請調書（別記第2号様式）
 - イ 住民票の写し
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合
 - ア 大和さくらいブランド認定申請調書（別記第2号様式）
 - イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ウ 法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本

(認定審査の基準)

第5条 市長は、大和さくらいブランドの認定に当たり、認定審査の基準（以下「審査基準」という。）を別に定めるものとする。

2 市長は、前項の審査基準を定めたときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、審査基準を改正する場合について準用する。

(認定の審査)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する大和さくらいブランド認定申請書の提出があつたときは、前条第1項の審査基準に基づく審査（以下「認定審査」という。）について、桜井市地域ブランド認定推進委員会（以下「委員会」という。）にて審査するものとする。

2 委員会は、認定審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(認定の決定)

第7条 市長は、前条第2項に規定する認定審査の結果報告に基づき、認定の適否を決定したときは、その結果を大和さくらいブランド認定審査結果通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により認定することの通知を受けた申請者は、市長が指定する日までに大和さくらいブランド認定に係る誓約書（別記第4号様式）を提出するものとする。

3 誓約書の提出後、当該申請者（以下「認定事業者」という。）に対して大和さくらいブランド認定書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(認定の公表)

第8条 市長は、前条に規定する認定の適否を決定したときは、認定することとした特産品（以下「認定品」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第10条 前条に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の3月前までに、大和さくらいブランド認定更新申請書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 第6条、第7条、第8条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定内容の変更)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大和さくらいブランド認定

申請事項変更届出書（別記第7号様式）とともに認定品を速やかに市長に届け出なければならない。ただし下記第3号に係る場合は認定品の提出の必要はない。

- (1) 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所所在地）を変更したとき。
- (2) 認定品の名称を変更したとき。
- (3) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他認定申請調書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

（認定品の表示）

第12条 認定事業者は、認定品に自らが和さくらいブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

（ブランド事業のプロモーション）

第13条 市長は、ブランド認定品の販売促進及びPRに関する事項を委員会において協議するよう依頼し、委員会はプロモーション活動方針を決定し、市長に報告する。

（調査及び検査）

第14条 委員会は、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる方法により、認定品の調査及び検査を行うことができる。

- (1) 認定品の生産等を行う事業所等への立入検査
- (2) 認定品の成分その他の表示内容に係る品質検査
- (3) 認定品の販売実績及びブランド認定による波及効果

2 委員会は、前項第1号に規定する立入検査に当たっては、あらかじめ認定事業者の同意を得るものとする。

（審査基準の遵守と責任の所在、事故等への対応）

第15条 本事業は、認定事業者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、認定品に不具合、瑕疵、事故等（以下「事故等」という。）の問題が生じた場合の責任は、認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の流通、販売、消費又は使用において事故等が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

認定事業者は、認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を、市が保証等するとの誤認を与える行為をしてはならない。

2 認定事業者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは、速やかに市長に連絡するとともに、市長の指示があつたときは、その報告書を市長に提出するものとする。

3 市長は、認定品の苦情等を受け付けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告するものとする。

4 市長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表

するものとする。

5 市長は、前項の公表により、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(認定の取消し)

第16条 市長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第3項の認定を取り消すことができる。

(1) 第2条の定義に適合しないと認められたとき。

(2) 第5条第1項の審査基準に適合しないと認められたとき。

(3) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められたとき。

(4) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。

(5) 第15条第1項後段、同第2項又は同第3項に違反したとき。

(6) その他大和さくらブランドの認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しを行ったときは、大和さくらブランド認定取消通知書(別記第9号様式)により、その旨を当該認定事業者に通知するとともに、必要と認められる場合は、当該認定品及び当該認定事業者を公表することができる。

3 第1項の規定により認定の取消しを受けた認定事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。但し、第3号の場合は、経過期間を5年とする。

(認定事業者の責務)

第17条 認定事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の素材、製法、技法、品質又はデザインを維持するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、認定品の生産等及び販売を通じて、大和さくらブランドの認定に関する普及及び啓発に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要領を改正するときは、委員会の決定によりすることができる。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

大和さくらいブランド認定申請書

年 月 日

桜井市長 様

(申請者) 住所

(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

大和さくらいブランド認定事業実施要領第4条の規定に基づき、下記の地域資源について大和さくらいブランドの認定を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

申請品の名称	

(添付するもの)

- ・大和さくらいブランド認定申請調書(別記第2号様式)
- ・住民票の写し(個人の場合)
- ・定款、寄附行為その他これらに準ずるもの(法人その他の団体の場合)
- ・登記事項証明書又は登記簿謄本(法人の場合)
- ・認定を受けようとする特産品(サービスについては内容がわかるもの)
(申請時に添付が困難な場合は後日指定された期日までに提出のこと)
- ・認定を受けようとする特産品・サービスの写真(店舗や陳列状況等を含む)

*添付するもののに✓を入れること。

第2号様式（第4条関係）

大和さくらいブランド認定申請調書

1 申請品の名称

【読み方を記入】

2 申請者の概要

(1)個人の場合

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒
電話番号	
E - mail	
決算時期	

(2)法人又はその他の団体の場合

フリガナ				
名 称				
フリガナ				
代表者の 職・氏名				
所 在 地	〒			
申請に対す る問合せ先	担当者名		部 署	
	電 話		F A X	
	E - mail			
事業又は 活動内容				
決算時期				

3 申請品の概要

【産品】

品 目	[内容を示す一般的な名称を記入]				
種 別	[該当する項目に✓を記入] ①一次産品 <input type="checkbox"/> ②加工品・郷土料理 <input type="checkbox"/> ③工芸品 <input type="checkbox"/>				
特 徴					
生産等の場所					
生産等の能力	/年				
原材料 (食品等)	名称	①	②	③	④
	桜井産	%	%	%	%
	県内産	%	%	%	%
	県外産	%	%	%	%
食品添加物					
販売可能時期	[該当する項目に✓を記入] ①通年 <input type="checkbox"/> ② () 月 ~ () 月 <input type="checkbox"/>				
販売地域	①市内 %	②県内 %	③県外 %		
年間販売量					
年間販売額	千円/年				
販売単価	円				
内 容 量	[内容重量、内容体積又は内容数量を記入]				
包装等規格	[パッケージ、包装材等商品形態について記入]				
賞味期間	[食品の場合、製造日からの賞味可能期間を記入]				
保存方法	[食品の場合]				

【サービス】

商 品 名	
特 徴	

商品の概要	
実施場所	
実施能力	／年
販売可能時期	[該当する項目に✓を記入] ①通年 <input type="checkbox"/> ② () 月～ () 月 <input type="checkbox"/>
販売地域	①市内 % ②県内 % ③県外 %
年間販売量	
年間販売額	千円／年
販売単価	円

4 独自性・優位性

桜井市周辺地域で生産された原材料でなければならない、または桜井市周辺地域で生産された原材料にこだわって使用しているか。また、魅力あるネーミング・パッケージデザイン等により流通・販売段階での優位性の確保に努めているか。

--

5 伝統的技法・製法

桜井市に昔から伝わる特徴的な製法・技法を受け継いでいるものか。

--

6 品質

安全性の高い原材料を使用しているか。また、農産品に関してはトレーサビリティが確保されているか。品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。

7 物語性

桜井市にちなんだ伝承や物語性があるか。

8 市場性・経済性・将来性

市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取り組みを行なっているか。また、将来にわたり継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるとともに、地域経済に貢献し、その拡大が期待できるか。

第3号様式 (第7条関係)

大和さくらいブランド認定審査結果通知書

年 月 日

様

桜井市長

年 月 日付けで申請のあった大和さくらいブランドの認定について審査した結果を、下記のとおり通知します。

記

1 申請品の名称

--

2 審査結果

認定する

認定しない

3 認定しない理由

--

第4号様式(第7条関係)

大和さくらいブランド認定に係る誓約書

大和さくらいブランドの認定を受けるに当たり、大和さくらいブランド認定事業実施要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 原則として、認定品の流通及び販売において、当該認定品が大和さくらいブランドとして認定されたものであることを表示すること。但し、認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を市が保証等するとの誤認を与える行為をしないこと。
- 2 全国の消費者及び関係者に対して積極的に認定品及び大和さくらいブランドについての情報発信を行い、桜井市のイメージの向上につながるよう努めること。
- 3 認定品の出荷量、流通状況及び消費動向については、随時把握に努めること。
- 4 認定品の品質、流通、販売等において事故・苦情等の問題が生じたときは、当方がその責任を負い、当該事故等の解決に対し誠実に対処すること。
- 5 その他、大和さくらいブランド推進に関する活動に協力すること。

年 月 日

桜井市長 様

(申請者) 住所


(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

第5号様式 (第7条関係)



大和さくらいブランド認定書

認定番号
有効期限

認定品の名称

上記の地域資源を大和さくらいブランドとして
認定します

年 月 日

桜井市長

第6号様式(第10条関係)

大和さくらいブランド認定更新申請書

年 月 日

桜井市長 様

住所

(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名

Ⓜ

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

大和さくらいブランド認定事業実施要領第10条の規定に基づき、大和さくらいブランドの認定を更新したいので関係書類を添えて申請します。

記

認定品	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日

(添付するもの)

- ・大和さくらいブランド認定申請調書(別記第2号様式)
- ・住民票の写し(個人の場合)
- ・定款、寄附行為その他これらに準ずるもの(法人その他の団体の場合)
- ・登記事項証明書又は登記簿謄本(法人の場合)
- ・認定を受けようとする特産品の写真(店舗や陳列状況等を含む)

*添付するもののに✓を入れること。

第7号様式(第11条関係)

大和さくらい認定申請事項変更届出書

年 月 日

桜井市長 様

住所

(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名

Ⓜ

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

大和さくらいブランド認定事業実施要領第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

認定品の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日

変更事項	新	
	旧	

第8号様式 (第16条関係)

大和さくらいブランド認定取消通知書

年 月 日

様

桜井市長

大和さくらいブランド認定事業実施要領第16条の規定により、下記の認定品につき認定を取り消したので通知します。

記

認定品の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
認定期限	年 月 日

取消しの理由